

きりばたけ

通信

65号

令和4年6月号(年4回)
札幌司法書士会 会長 後藤力哉
編集担当責任者 番井菊世
<https://sapporo-shiho.or.jp/>
〒060-0042
札幌市中央区大通西13丁目4番地
電話 011-281-3505
FAX 011-261-0115



63号でもお伝えしたとおり、今年の4月1日から、民法における「成人」の年齢が18才以上となりました。消費者被害が懸念されており、まだ学生であったり、親元で暮らしていても悪質な事業者は様々な手法を用いて勧誘をします。消費者教育などにより、予防することが一番ではありますが、今回はもしも不当な消費者契約をしてしまったらどうすればよいかを確認していきましょう。日ごろからこうした話を友人や家族でしておくことが重要です。

成年年齢引き下げ 第二弾



ついに18才が成年となる法律が施行されたね。混乱はなさそうにみえるけど・・・

今後は適切な年齢での消費者教育も重要だけど、予防だけではなく、もしも不適切な契約をしてしまったらどうしたらよいか？を確認しよう。



司法書士 安東



それは大事だね！ぜひ教えて！

その前にまず、数多く発生している架空請求への対応だけど、若者にも注意をしてもらいたい。



架空請求というと、特殊詐欺のようなものだよ。若者が被害に遭いやすい架空請求ってどのようなものがあるの？

もちろん若者だけではないけれど、「アダルト・出会い」「美容」「儲け話」などの人の欲求に関わるものが多いね。大原則は身に覚えのない請求には、直接答えず、消費者センター等に相談しよう。



なんで直接連絡しちゃダメなの？

相手は詐欺のプロなので、やりとりの中で個人情報聞き出され、それを利用されるんだよ。



そうか、架空請求の内容がアダルトサイト利用料とか、人に知られるのが恥ずかしいようなものでも、消費者センターに相談だね。

そう、相手はそういう心理を利用してくるんだよ。では次に、架空じゃなくて契約してしまった場合ね。





契約してすぐであれば、クーリング・オフをすればいいんだよね。

そう、と言いたいところだけど、契約でクーリング・オフが出来るものと出来ないものがあるんだよ。



そうだった！その契約がクーリング・オフができるかどうかはどうやったら確認できるの？

基本的には、クーリング・オフができる場合は契約書にその旨が明記されているので、それを確認することだね。ここで注意が必要なのは、普通の店舗販売や、ネット販売はクーリング・オフ規定がないことだよ。



えっ？でもお店やネットでも、返金してくれたりするよね？

それは企業側のサービスによるもので、法律で定められたものじゃないんだよ。だから企業が「返品不可」をルールにしていたらそっちが優先される。ただし、実物を手にしないで購入するネット販売の場合は、返品ルールを明示する義務があり、それが記載されていなければ、一定期間であれば返品できるという法律があるよ。



なんかややこしいけど、店舗販売とネット販売は返品できるかどうかの確認が大事なことだね。

もちろん、これまでの話は無条件で契約をやめるときの話で、商品に欠陥があったり、商品説明に嘘があった場合には、別の法律で解除ができる場合もあるからあきらめないで。



じゃあ、クーリング・オフってどんなときにつかえるの？

主に特定商取引法という法律で規定されている類型での契約だけど、若者が被害に遭いやすいものとしては、マルチ商法（連鎖販売取引）や、エステ（特定継続的役務提供）などがクーリング・オフできるよ。



クーリング・オフはどのようにするの？

契約書面を受け取ってから、マルチ商法だと20日、エステだと8日以内に書面で契約解除することを相手に通知するんだよ。



やり方がわからなかったら消費者センターに相談だね。

そのとおり！お住まいの地域の消費者センターのほか、全国どこからでも、祝祭日でもかけられる消費者ホットライン「^い188^や」を覚えておこうね。もちろん、司法書士や弁護士さんの相談窓口なども活用して欲しい。現代社会は「相談力」がとっても大事だよ。

